平成9年4月1日制定 平成18年6月1日一部改正 【保健福祉部保健所総務課】

(設置)

第1条 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 20 条の3第1項の規定により登録を受けた衛生検査所の指導を通じ、精度管理の質的向上を図るため、郡山市衛生検査精度管理専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 専門委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 衛生検査所の精度管理の向上のための改善方策を検討すること。
 - (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
 - (3) 立入施設の選定、重点指導事項及び改善指示の内容について協議すること。
 - (4) その他衛生検査所の精度管理の向上に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 専門委員会は、4人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (職務)
- 第5条 委員は、次の職務を行う。
 - (1) 精度管理に関して、市長に助言を行うこと。
 - (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
 - (3) 市長が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
 - (4) 市長が衛生検査所に対して指示を行う際、助言をすること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(会長)

- 第6条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める
- 2 会長は、会務を総括し会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。 (会議の招集)
- 第7条 専門委員会の会議は、必要に応じ、市長が招集する。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(委員の任期)

2 施行日以後平成 11 年 3 月 31 までに委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

3 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。